

主催：ゲイル株式会社、株式会社トレード・ブリッジ

「貿易実務セミナー」

今から企業が準備すべきRCEPへの対応

～中小企業もFTA利用で貿易の活性化を目指す～

■2021年6月23日(水) ■大阪産業創造館 研修室A+B(5階)

企業が今から準備すべきRCEP -その効果と活用法-

麻野良二

株式会社アールFTA研究所 代表取締役、中小企業診断士
関西学院大学、関西大学、同志社大学、四天王寺大学 非常勤講師

I. 世界経済不確実性の高まりとコロナショック

1. 日本企業がコロナ禍で直面した通商上の課題、問題 (企業から聞かれたビジネス上の不都合)

(1) 受注の減少

- 中国、タイ、米国、EU等における生産活動停止を受け、部材の輸出が大幅に減少
- 入国制限などにより、現地でのマネジメント上の人材不足。

(2) 輸送手段の確保が困難に(特に航空便)

- 旅客便数が圧倒的に減少、航空貨物用の便の確保が困難
→ 運賃が高騰、頻繁なリスケの発生
- 納期に間に合わず、現地での生産に支障が生じるケースも

(3) 現地通関状況に関する情報収集が困難に

- 現地フォワーダーの機能停止 → 通関に関する最新情報の収集が不能に

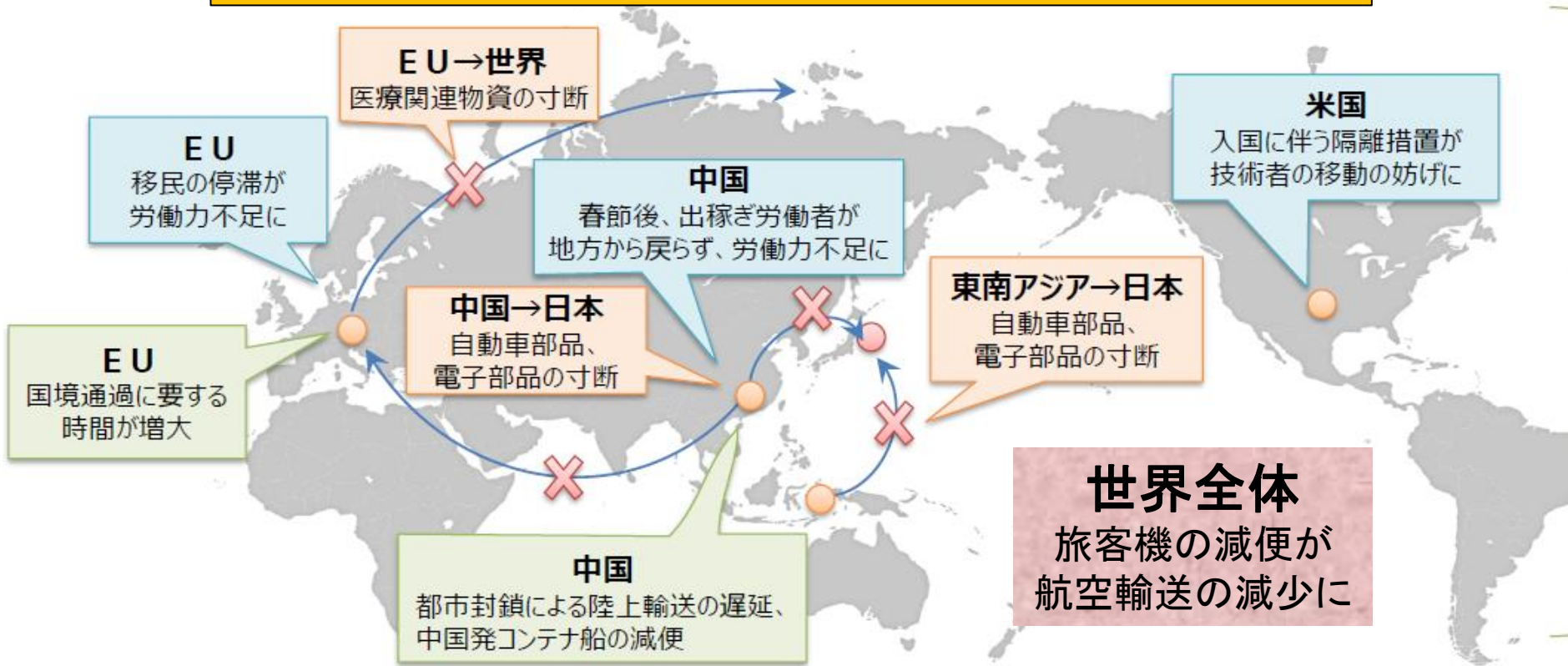
(4) 途上国を中心に輸入関税率の引上げ

- 国内産業保護などを目的に、MFN税率を基本税率の上限間にまで引き戻す動きが各国で発生
→ 関税削減による自由貿易の進展に逆行する動き

2. コロナショック禍で発生したサプライチェーンの寸断

- 現代のサプライチェーンが有する①効率的な生産体制(少ない在庫、コスト競争力のある海外での集中生産)、②陸海空の機動的な物流、③人の円滑な移動という特徴のいずれにおいても供給途絶リスクが顕在化

新型コロナウイルスを受けたサプライチェーンの寸断の一例



3. パンデミック前提の企業のニューノーマル — 日経新聞社長100人アンケート結果概要 —

(1) 2020年5月調査 見直し必要 72.1%

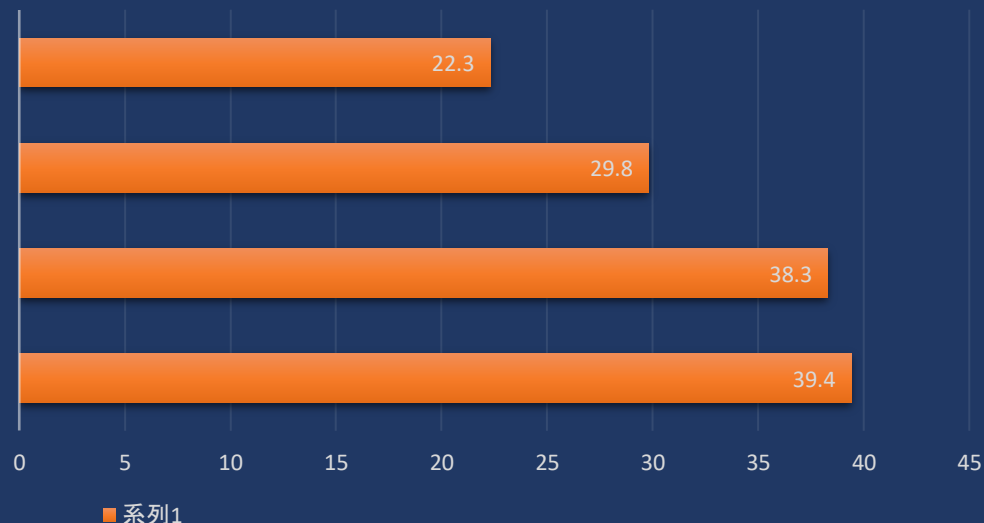
サプライチェーンの
変更

- 柔軟に調達先を変更 65.3%
- 特定国への集中を見直し、分散化 57.1%

(2) 2021年3月調査 見直し着手済み 84.0%

サプライチェーン見直しの現状

各国生産拠点で現地調達拡大
危機に備え在庫積増し
柔軟な調達先変更の仕組み作り
特定国集中を分散化



Ⅱ FTAによる国際ビジネスの変貌

1. FTAによるサプライチェーン再構築・強靱化とは

- (1) RCEPの発効により、日本にとって最大の貿易相手国の中国と、国別第3位の韓国とのFTA関係が構築される
- (2) RCEPの他の加盟国との関係では、①FTAの選択肢が増大、②域内累積の活用による「原産品」の確保が容易となり、特恵関税による国際競争力の強化と、海外市場の拡大期待が膨らむ
- (3) RCEPを含むメガFTAにおいて、自己証明制度（認定輸出者、完全自己証明）が導入され、グローバルなサプライ・チェーンにおける“Just-in-Time”と“Just-in-Case”との同時満足を、最小限の労力と費用で実現が可能に
- (4) RCEPを含むFTAの利用拡大により、輸出産品の原産性立証に要する社内ノウハウの蓄積が進み、自社内、自社グループ内、さらに取引先を含むビジネス・ネットワークにおいて、生産性の向上も期待し得る

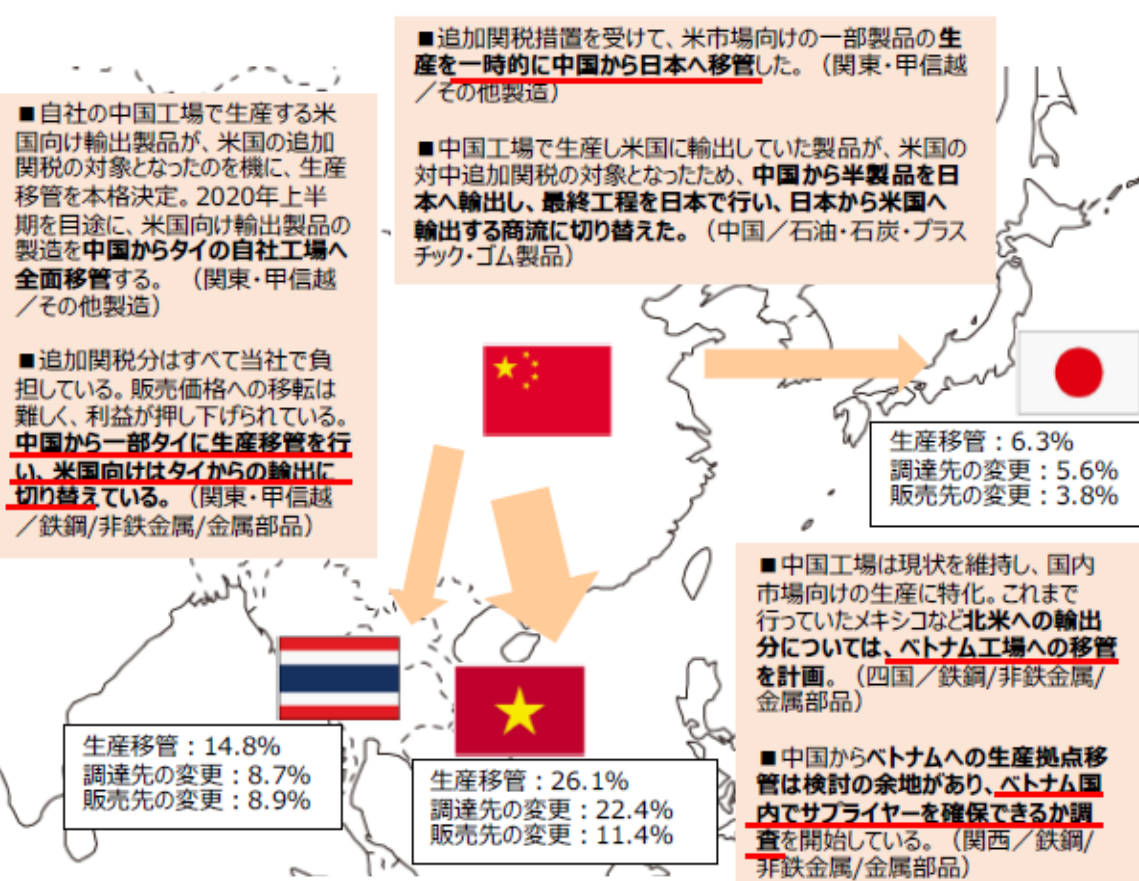
【参考】サプライチェーン再編の流れの実際

サプライチェーンの 主要な再編パターン

(複数回答)

	変更前	変更後	件数
生産 (n=142)	中国	<u>ベトナム</u>	37
		タイ	21
		日本	9
調達 (n=161)	中国	<u>ベトナム</u>	36
		タイ	14
		台湾	10
		日本	9
販売 (n=79)	中国	<u>ベトナム</u>	9
		タイ	7
		日本	3
		台湾	3

主要なサプライチェーン再編パターンと 企業の声



<参考> 【予測】日本を取巻くFTAの重層的関係

中国		日中韓	RCEP		米国		2国(TPP)
韓国		日中韓	RCEP		カナダ	2国	CPTPP
タイ	2国	AJCEP	RCEP		メキシコ	2国	CPTPP
インドネシア	2国	AJCEP	RCEP		チリ	2国	CPTPP
フィリピン	2国	AJCEP	RCEP		ペルー	2国	CPTPP
マレーシア	2国	AJCEP	RCEP	CPTPP	コロンビア	2国	
シンガポール	2国	AJCEP	RCEP	CPTPP	EU		日EU
ブルネイ	2国	AJCEP	RCEP	CPTPP	スイス	2国	
ベトナム	2国	AJCEP	RCEP	CPTPP	トルコ	2国	
ラオス		AJCEP	RCEP		英国	2国	
カンボジア		AJCEP	RCEP		<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">【重要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各FTAは別個の国際条約。メガFTAの発効により、2国間FTA等が吸収・消滅することは無い ● 利用可能なFTAの選択肢増加は企業活動にプラス要因。自社にとって最適なFTAの組合せが重要となる </div>		
ミャンマー		AJCEP	RCEP				
豪州	2国		RCEP	CPTPP			
ニュージーランド			RCEP	CPTPP			
モンゴル	2国						
インド	2国						

(注1) AJCEPは日アセアンEPA、RCEPは東アジア包括的経済連携

(注2) ピンク、青は発効、オレンジ:署名、黄色は未批准、薄い青は交渉中

3. メガFTAの種類と概要

名称	国数	構成国	特徴(経済規模等)
TPP (環太平洋パートナーシップ協定)	12	米、日、加、メキシコ、豪、NZ、チリ、シンガポール、ブルネイ、マレーシア、ベトナム、ペルー	2016年2月4日署名も、米国の離脱により発効の目途立たず
CPTPP (包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定)	11	TPP構成国のうち米国を除く11か国	2018年12月30日発効。マレーシアなど4か国が発効手続き未了
日中韓FTA	3	日本、中国、韓国	日本にとって主要貿易相手国である中国(1位21%)、韓国(3位6%)とのFTA
RCEP (地域的な包括的経済連携)	15	ASEAN10カ国、日中韓、豪州、NZ	人口22.7億人(世界の約3割)、GDP約20兆ドル(同3割)、貿易総額約10兆ドル(同約3割)
日EU EPA	28	日本、EU27カ国	日本の貿易額の約15%を占める
TTIP (環大西洋貿易投資パートナーシップ協定)	28	米国、EU27カ国	両地域のGDP合計は世界の約4割

メガFTAとは: ①多数国が参加、②参加国のGDP、③参加国の人口規模、④参加国の世界貿易に占めるシェアの大きさ

➡世界経済に及ぼす影響が大きい

4. 日本のFTAカバー率の状況

相手国	1位:中国	2位:米国	3位:EU	4位:韓国	5位:台湾	6位: オーストラリア
貿易額 シェア	21.3%	15.4%	15.0%	5.3%	4.9%	4.2%
FTA	RCEP (署名) 日中韓FTA (交渉中)	TPP (署名済み) 日米貿易協定 (2020年1月1 日発効)	日EU協定 (2019年2 月1日発効)	RCEP (署名) 日中韓FTA (交渉中)	—	2国間 CPTPP RCEP(署名)

(出所)税関統計:輸出入総額2019年度

【日本のFTAカバー率】RCEPの発効により70%以上に急拡大の期待

$$\text{FTAカバー率} = \frac{\text{FTA締約国との貿易額の合計}}{\text{一国の貿易総額}} \times 100\%$$

【日本のFTAカバー率の推移】

- 2015年1月に豪州FTAが発効して、FTAカバー率は約23%に上昇
- 2018年末のCPTPP、2019年2月のEU・EPAの発効により、現状、約37%にまでFTAカバー率は高まった

5. FTA(自由貿易協定)の効果

「自由貿易」が意味するもの＝

関税免除によるモノの貿易障壁の除去

・関税が賦課されることにより、輸入品は輸出国での価格に比べ割高に

○日本への輸入品の価格＝【(取引価格)×(1+関税率)】×(1+消費税)

* 関税が0%になれば、国内調達と海外からの輸入は同じ条件

➤ 輸入国ではFTAによる関税の減免により、**労せずして関税分だけのコスト削減**を図り得る

【重要】企業にとってのFTAの効果

物品貿易	輸出	■ 輸入国(FTA相手国)での関税の減免: 価格競争力の強化 → MFN税率の動向に影響を受けない安定し、予測可能な特惠関税率 ■ 輸出に伴う消費税の還付(節税効果)
	輸入	■ 関税の節税
コロナ禍での強み	輸出	■ 途上国で関税引上げが頻発⇔ FTAの特惠関税率が優先される → FTA関係がなければ、日本からの輸出品に一般税率が適用される

6. メガFTA の効果

① EU輸入における日EU協定 利用状況 (2019年2月-2020 年1月)

(単位：100万ユーロ)

品目名	対象品目 〔注〕の輸入 総額 (A)	前年比 (倍)	協定利用 額 (B)	B/A×100 (%)
鉱工業品合計	33,344	10.9	13,648	40.9
輸送機器、同部品	11,498	12.0	5,154	44.8
一般機械	8,171	10.3	3,208	39.3
電気機器	4,091	9.7	1,282	31.3
プラスチック、同製品	1,425	10.8	802	56.3
ゴム、同製品	788	10.0	414	52.6
有機化学品	1,574	10.7	324	20.6
農林水産物・食品	282	11.2	156	55.1
調整食料品	98	11.0	56	57.4
魚、甲殻類	28	9.7	23	81.2
肉類	19	32.0	18	92.2
飲料、アルコールおよび食酢	26	10.0	14	51.7
野菜、果実等の調製品	18	11.2	12	65.7
動植物性油脂	19	11.8	11	57.3
合計	33,626	10.9	13,804	41.1

② CPTPP発効後 に日本のシェアが 拡大した品目 (2019年)

(単位：%)

国名	品目名	輸入額伸び (前年比)	関税率		各国の輸入に占める 日本製品のシェア	
			MFN	TPP11	2018年	2019年
カナダ	スパナ、レンチ	82 (倍)	7.0	即時 撤廃	0.3	20.3
	ニッケル・水素蓄電池	184.2	7.0		86.4	94.1
	自動車部品	150.1	8.5		2.1	5.2
	ラジエータ、同部品	121.5	6.0		1.8	4.4
	鉄道用車軸、車輪	65.1	9.5		3.2	5.1
ニュー ジーランド	軽質油、同調製品	6445 (倍)	5.0	即時 撤廃	0.0	2.3
	乗用車	61.7	10.0		90.1	93.2
	貨物車 (5トン以下)	19.7	5.0		8.1	10.6
	大型乗用車	9.6	5.0		9.0	30.2
	石油調製品	5.9	5.0		17.4	22.4

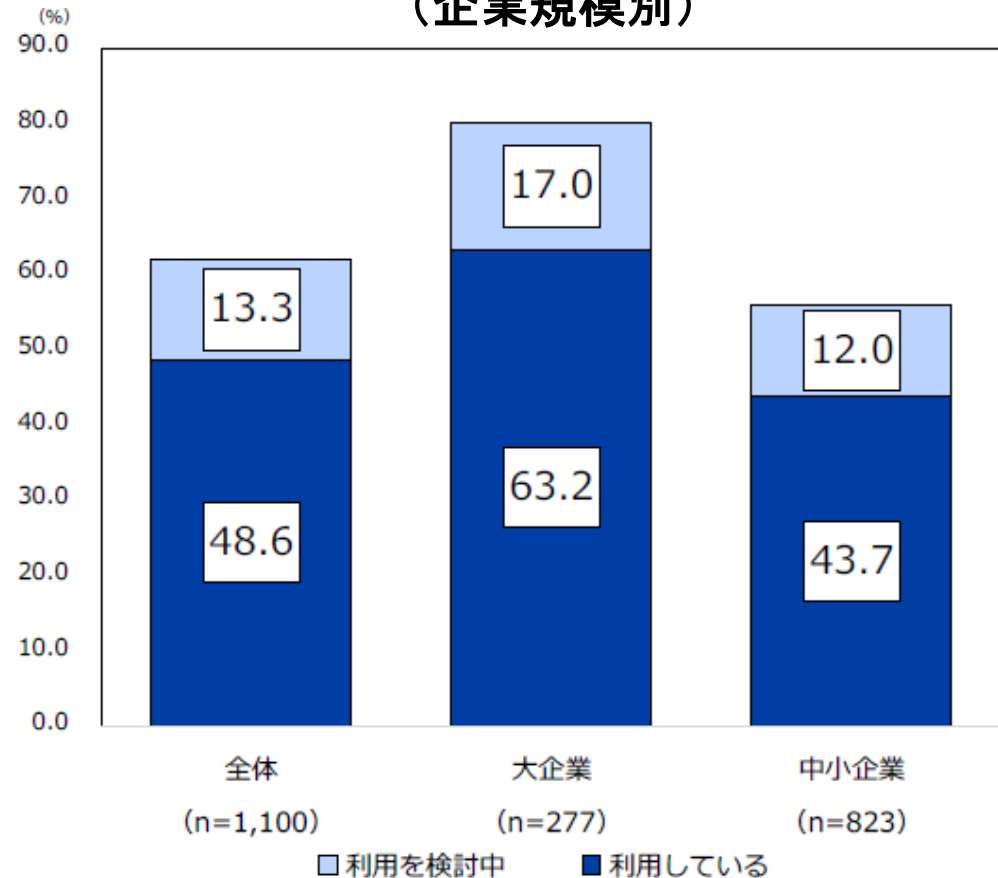
7. 日本企業のFTA利用状況調査結果概要

(経済産業省・JETRO:2020年10月実施)

(1) 日本企業のFTA利用状況

- 日本のFTA締結国へ輸出を行う企業のうち、1カ国・地域以上向けにFTA等を利用している企業の比率は48.6%。このうち、大企業の利用率は63.2%と高く、「利用を検討中」も合わせるとその割合は8割に上る。
- 業種別では、化学(78.0%)、繊維・織物/アパレル(60.0%)、石油・プラスチック・ゴム製品(59.2%)、自動車・同部品/その他輸送機器(56.3%)、医療品・化粧品(56.3%)などの産業分野でFTAがよく利用されている。

日本の発効済みFTAの利用率
(企業規模別)

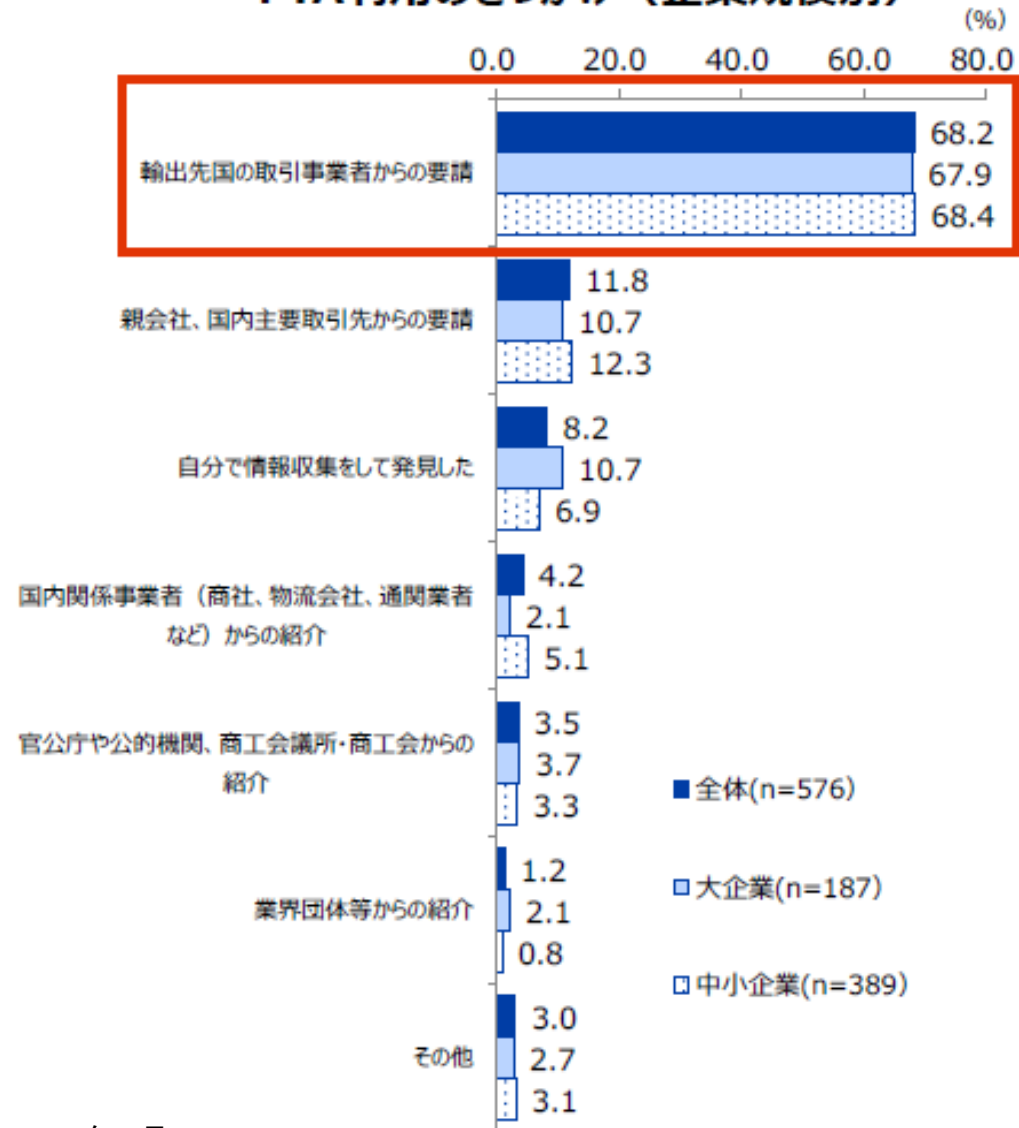


(出所)JETRO「輸出に関するFTAアンケート調査結果概要」2021年2月

(2) 日本企業のFTA利用の契機

- 企業がFTAを利用したきっかけとしては、輸出先国の取引先からの要請が最多の約7割(68.2%)であり、次いで親会社・国内主要取引先からの要請(11.8%)であった。企業規模や業種による違いも見られない。
- FTAを使って貿易が行われる場合、関税の支払いが減免されるのは輸入者であるため、輸入者からの要請が多いことが、改めて確認できた。

FTA利用のきっかけ（企業規模別）



(出所)JETRO「輸出に関するFTAアンケート調査結果概要」2021年2月

Ⅲ RCEPの期待されるビジネス効果

1. 日本にとって中国・韓国と初のFTA:RCEP

【質問①】中国、韓国とのビジネスとRCEP

- A) 中国、韓国と貿易取引がありますか？
- B) RCEPをその取引に同協定を利用しますか？
- C) RCEPの活用は、①輸出、②輸入、③両方、のいずれですか？
- D) 輸出の場合、①中国、韓国の輸入者からのRCEP利用要請を待ちますか？
②自社から進んで利用を始めますか？
- E) 輸入の場合は、RCEP発効と同時に利用開始を輸出者に求めますか？

2. RCEP(地域的な包括的経済連携協定) Regional Comprehensive Economic Partnership

(1) RCEPの意義

- 世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

(2) RCEPの合意分野

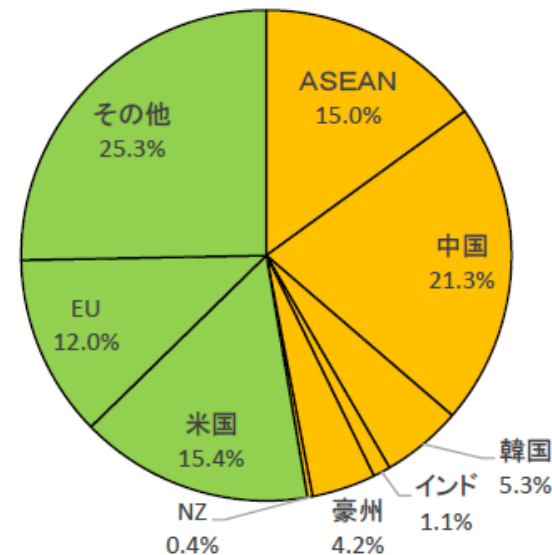
- ① 一般的定義、② 物品貿易、③ 原産地規則、④ 税関手続・貿易円滑化、⑤ 衛生植物検疫措置、⑥ 任意規格・強制規格・適合性評価手続、⑦ 貿易救済、⑧ サービス貿易、⑨ 自然人の移動、⑩ 投資、⑪ 知的財産、⑫ 電子商取引、⑬ 競争、⑭ 中小企業、⑮ 経済技術協力、⑯ 政府調達、⑰ 一般規定・例外、⑱ 制度的事項、⑲ 紛争解決、⑳ 最終規定



■ 人口
22.7億人(2019年)
(世界全体の約3割)
■ GDP
25.8兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)
■ 貿易総額(輸出)
5.5兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

(3) RCEPの発効要件

- ASEANの6か国以上、非ASEANの3カ国以上が批准した後、60日後に発効
- 協定発効後18カ月を経過した後は、全ての国または独立の関税地域の新規加盟が可能(全ての締約国の同意が条件)



RCEP
参加国
合計
46%
(インド除く)

(4) RCEPにおける工業製品の関税撤廃率

(出所) 経済産業省

1) RCEP全体の関税撤廃率(工業品)

対日輸入(RCEP14か国合計)	日本の撤廃率(RCEP14か国からの輸入)
91.5%(品目ベース)	98.6%(品目ベース)

2) RCEP相手国別の関税撤廃率(工業品:対日輸入)

中国	韓国	豪州	ニュージーランド	ブルネイ	カンボジア	インドネシア
86.3%	91.6%	98.0%	90.6%	98.2%	86.0%	88.4%
ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
91.9%	87.3%	91.6%	92.7%	100.0%	90.5%	87.9%

【①中国:工業品】対日無税品目の割合が、上昇(8%→86%)。

- 鉄鋼製品(例:熱延鋼板のほとんど、合金鋼の一部)や、家電(オーブン、電子レンジ、冷蔵庫等)の関税撤廃。

【②韓国:工業品】対日無税品目の割合が、上昇(19%→92%)。

- 化学製品(対韓輸出1.1兆円例:液晶ディスプレイ用保護フィルムの原料)等についても関税撤廃。

(注) RCEP関税譲許について

- 個別譲許表:各加盟国は、RCEP輸出国ごとに品目別の関税削減表を公表

(5) RCEPによる農水産品の市場拡大

①中国向けの農水産品、酒類など

- ・ほたて、貝などの輸出関心品目の関税撤廃を獲得。
- ・清酒、焼酎、ウイスキー、ボトルワインなどの関税の段階的撤廃で合意。
- ・ルール分野では、関税手続きや衛生植物検疫(SPS)措置、知的財産権等に関して、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

②韓国向け農水産品、酒類の輸出

- ・キャンディー、板チョコレート等の菓子等の関税撤廃を獲得。
- ・清酒、焼酎、ビール、ウイスキー、ボトルワインなどの関税の段階的撤廃で合意。
- ・ルール分野では、関税手続きや衛生植物検疫(SPS)措置、知的財産権等に関して、農林水産物・食品の輸出促進に資する環境を整備。

③ASEAN市場におけるによる拡大

	2国間FTAからの上積み(関税削減・撤廃)
インドネシア	・牛肉(即時又は15年目)、醤油(10年目)の関税撤廃

3. RCEPによるビジネス拡大、サプライチェーン再構築

(1) 累積: 参加国の増加に伴い、累積対象国が拡大

① 2種類の累積: モノの累積、生産行為の累積

- ・モノの累積: メガFTA参加国を原産地とする材料を自国産の材料と評価
- ・生産行為の累積: 参加国間での生産行為により製品に付与される価値(付加価値)を積上げ(累積)が可能

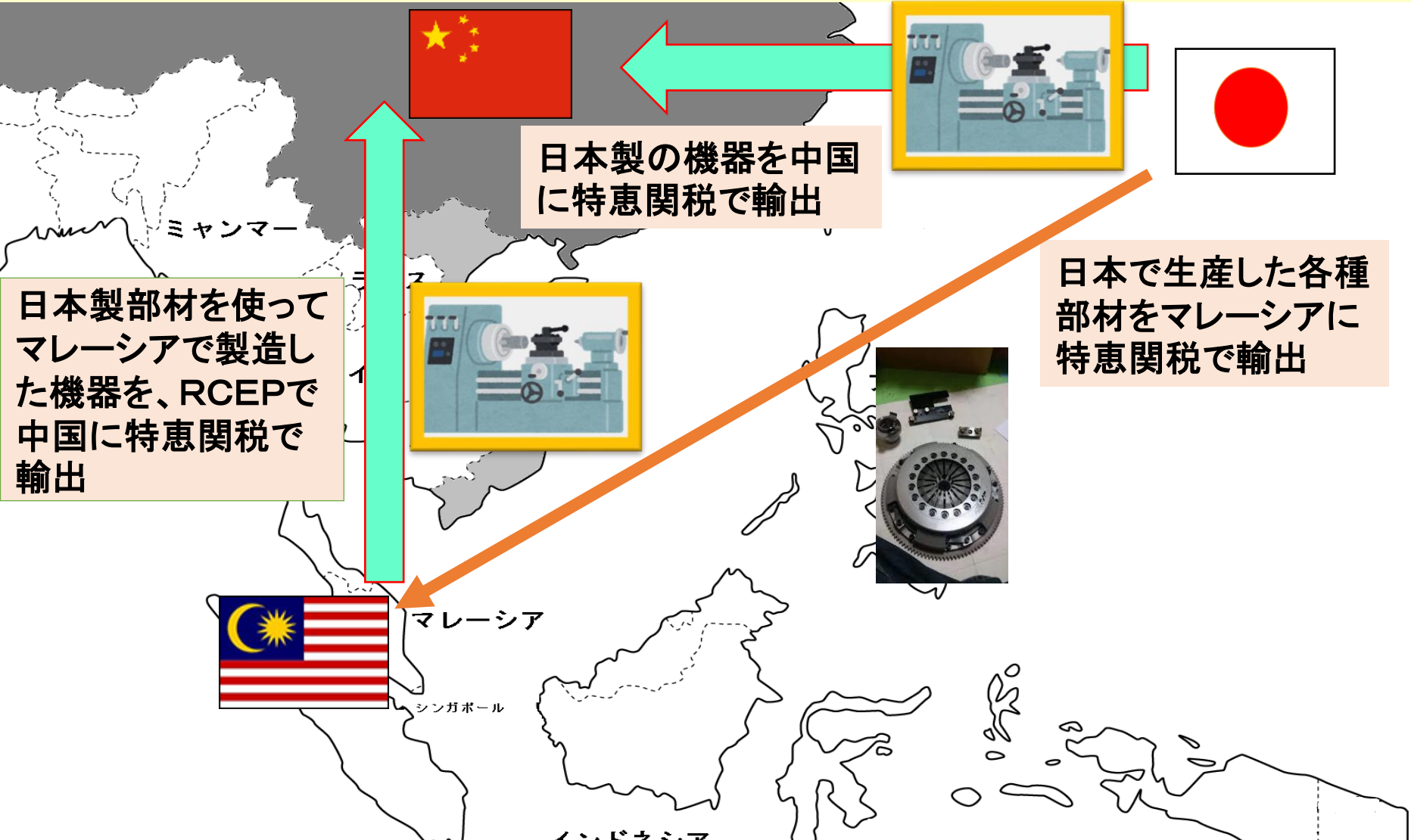
② メガFTAにおける「累積」概念の比較

TPP、CPTPP	モノの累積 + 生産行為の累積	完全累積
日EU・EPA	モノの累積 + 生産行為の累積	完全累積
RCEP	モノの累積 (+ 生産行為の累積)	生産行為の累積は、協定発効後10年以内に導入

(2) 域内累積の活用による「原産品」の拡大

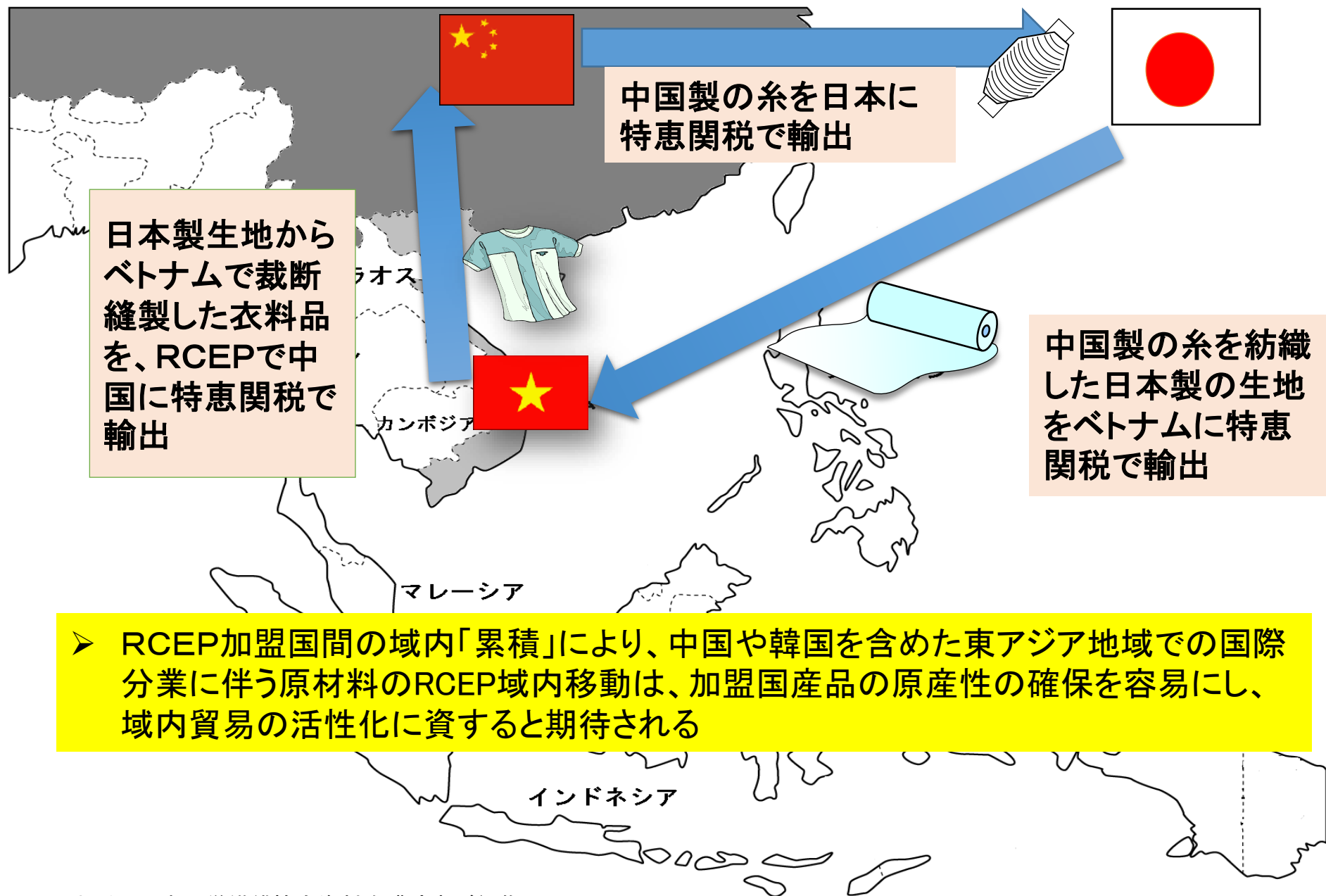
- 2国間FTAでは原産地規則を満たせなかった製品が、多国間FTAの「累積」により「原産品」と認定され、特恵関税の対象となる可能性が拡大
- 日英EPAではEU産の材料と生産活動を、両国の原産材料・生産とみなす(累積)
- 繊維業界では、RCEP域内で繊維業界に必要な全ての素材が入手可能であり、織り・編み、染色・仕上げ加工、縫製までの全ての加工ができる環境であることから、RCEPにおける累積概念(モノの累積)に基づく1工程基準が規定された

4. RCEPにおけるサプライチェーンの例（機械・部品）



➤ RCEP加盟国間の域内「累積」により、中国や韓国を含めた東アジア地域での国際分業に伴う原材料のRCEP域内移動は、加盟国産品の原産性の確保を容易にし、域内貿易の活性化に資すると期待される

(2) RCEPにおけるサプライチェーンの例(繊維)



5. RCEP(地域的な包括的経済連携協定)におけるサービス貿易

(1) 第8章「サービスの貿易」に定める主な規定

- ① **内国民待遇義務**: 自国の同種サービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える義務
- ② **市場アクセス義務**: サービス提供者の数、取引総額、事業の総数、事業体の形態、外国資本の比率等の制限を行わない義務
- ③ **最恵国待遇義務**: その他の締約国や非締約国の同種サービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える義務

【注】上記の詳細は、以下の附属書において規定される

- 附属書Ⅱ: サービスに関する特定の約束に係る表
- 附属書Ⅲ: サービス及び投資に関する留保及び適合しない措置に係る表

(2) 「サービスの貿易」における義務規定の適用

ポジティブ・リスト方式	カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、NZ	附属書Ⅱの特定分野のみに義務を負う
ネガティブ・リスト方式	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、日本、韓国、豪州	附属書Ⅱ、Ⅲ全項目に義務を負う

(注) ポジティブ・リスト採用国は、RCEP発効後3年以内(一部加盟国は12年以内)にネガティブ・リスト方式への転換の義務も規定されている

(3) 金融サービス(附属書8A)

- 自国の法令に従ったデータの管理及び保管やシステムの維持等を要求することを除き、金融サービス提供者の業務上必要な情報の移転及び処理を妨げる措置をとってはならない義務
- 公的機関が運用する支払・清算の制度等(例:日銀当座預金を用いた銀行間決済)の利用について、内国民待遇を確保しつつこれを認める義務 ほか

(4) 電気通信サービス(附属書8B)

- 公衆電気通信サービスへのアクセスおよび利用に関する措置、その提供者の義務など公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置について規定
- 携帯端末の国際ローミングサービスに関し、その料金が、透明性があり、かつ、合理的なものとなることを促進することについて、協力するよう努める義務など

(5) 自由職業サービス(附属書8C)

- 自由職業サービス(例:弁護士、公認会計士といった専門的な職業)の職業上の資格、免許又は登録の承認に関する問題について、相互承認や共通の基準の作成等の取組等、締約国の関係団体間の取組を奨励する義務を規定。

6. RCEP電子商取引(第12章)

(1) 目的

- 電子商取引を促進し、その利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与するため、電子商取引に影響を及ぼす締約国の措置に関するルールについて規定。

(2) 具体的規定

- 電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持する義務
- 重大な利益の保護に必要であると認める場合を除き、自国の領域において事業を実施するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置すること(データ・ローカライゼーション)を要求してはならない義務
- 事業実施のために行われる情報の電子的手段による越境移転を妨げてはならない(データ・フリーフロー)義務
- 電子商取引を利用する消費者を保護することを定める法令を採用、又は維持する義務
- 個人情報保護を確保する法的枠組みを採用し、又は維持する義務

など

IV RCEPのメリットを活かすために ～日本企業に求められるコンプライアンス～

1. RCEPにおける「日本産」とは？

RCEPで「日本産」と認められるためには

- ❑ 日本で最終加工が行われ、(部品や原料が外国産であっても)出来上がった製品・商品に日本で付加価値が与えられたこと
- ❑ 与えられた日本での付加価値の大きさを、RCEPが定めた“物差し”で測り、その基準を満たしていること
- ❑ 以上の事実を客観的な根拠資料で裏付け、その資料を必要な期間、保管しておくこと



このルールを詳細に規定しているのが「原産地規則」

- 原産地規則によって、曖昧で抽象的であった「原産国」の概念が明確に規定される
- 同時に、原産性の根拠を客観性の高い資料で裏付けることが求められる

2. RCEPを使いこなすための最重要ポイント

(1) RCEP 原産地規則 全体構成

原産地規則

3つの構成要素

原産地基準

FTA・EPA 税率の対象となる原産品となるための基準

積送基準

輸出国から輸入国までの間の運送について満たすべき基準

手続的規定

税関に原産地基準等を満たしていることを証明するための手続

3種類の原産品

完全生産品

自然から得られたもの等

原産材料のみから生産される産品

品目別規則を満たす産品

直接の材料として第三国から輸入された材料を使用しているもの

品目別規則 (PSR: Product Specific Rule)

関税分類変更基準

付加価値基準

加工工程基準

救済規定

累積

僅少の非原産材料

証明手続

- ・ 第三者証明制度
- ・ 認定輸出者自己証明
- ・ 完全自己証明

検証手続

(3年以上)

【特徴】

TPP・CPTPP、日EU、日英FTA、日米貿易協定、の原産地規則も、基本構成は同じ

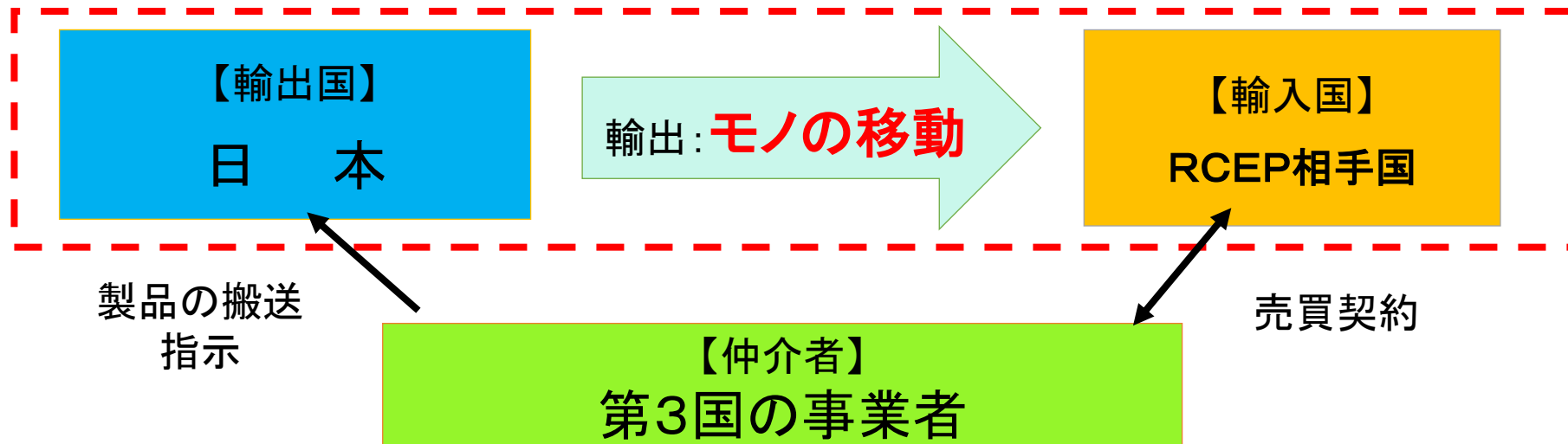
(出所)財務省関税局関税課
一部講演者が編集

【原産地規則の要点】

- ① RCEP原産地基準に照らして、原産品(日本産)と判断できた製品・商品を
- ② RCEP締約国(輸入国)に直送し(原則)、
- ③ 輸入国税関に、上記産品が日本産であることを書面(原産地証明書など)で立証

(2) 原産地規則の対象

① 原産地規則の対象＝「モノ」(物流)



②「モノ」の原産国を証明するのは、貿易当事者の責任

③「モノ」の国籍を決定する基準は、HSコード(関税分類番号)により異なる

【参考】日本企業が、日本以外のFTAを利用して仲介貿易を行う場合でも、当該FTAの条件を満たせば、輸入国で特惠関税率の適用を申請可能

【注】HSコードとは: 関税分類番号(6桁までは世界共通)

・世界税関機構(WCO)が管理し、原則5年ごとに見直しが行われる

3. RCEPに代表されるFTA時代の企業責任

- RCEPの特恵関税を利用するのは貿易当事者の「権利」
- この権利を主張するためには、取引される物品が、RCEP原産地規則に基づく「原産品」であることを、貿易当事者が証明する「義務」を伴う

FTA輸出品の原産地証明：立証の2ステップ

STEP 1

「日本産」の前提条件満足

日本で最終の加工が行われ、一定以上の価値の積み上げが行われた事実を裏付ける

【立証のポイント】

- ①誰が(生産者:国内企業)
- ②どこで(日本国内の生産工場)
- ③何を使って(全ての使用原材料)
- ④どのように生産(生産工程)

立証資料

- ①生産工程表、②総部材表

STEP 2

原産地基準の満足

原産地規則の「原産地基準」を満たすことを裏付ける

【立証のポイント】

- ①3種類の原産品のいずれに該当
- ②日本産でない材料を使用の場合、品目別規則(関税分類変更基準、付加価値基準等)の基準を満足

立証資料

- 対比表(関税分類変更基準)
- 原産資格割合計算書(付加価値基準)

4. RCEP原産地規則の主な特徴

項目	規定の概要
1. 原産品	3種類の原産品を規定： ①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③品目別規則の要件を満たす製品(附属書3A)
2. 生産の定義	「軽微な工程・加工」(第3・6条) に規定の 10種類 のいずれにも該当しない加工以外の工程・加工作業が必要 (化学品には追加の必要作業等が規定されている)
3. 品目別規則	①関税分類変更基準、②加工工程基準、③付加価値基準 の3種類を規定
4. 累積	①「モノ」の累積を規定 ②全加盟国で発効後、「生産行為の累積」の追加を検討
5. 僅少の非原産材料	①非繊維品：輸出製品のFOB価額の10%以内 ②繊維品：輸出製品の重量の10%以内
6. 積送基準	RCEP締約国間の直送原則。第3国経由での制限を規定。
7. 原産地証明方式	①第三者証明、認定輸出者自己証明 を発効時から導入 ②完全自己証明制度を10年以内に追加導入(日本など) ③日本への輸入では、輸入者自己証明を発効時より採用
8. Verification (事後確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易当事者への書面照会 ・輸出者・生産者への立入検査も規定

■メガFTAの原産地規則の特徴と比較

項目	日EU・EPA	TPP・CPTPP	RCEP
原産品 関税譲許	<ul style="list-style-type: none"> ・譲許表は日EUで一对 	<ul style="list-style-type: none"> ・譲許表は12種類(TPP原産品に対し加盟国ごとに一律の譲許) ・TPP域内での輸送は国内搬送と同等の扱い(TPP原産性を維持) 	<ul style="list-style-type: none"> ・譲許表は加盟国ごと ・RCEP原産性の概念無し ・加盟国経由の域内輸送においても原産性維持を要求
累積	<ul style="list-style-type: none"> ・完全累積制度: モノの累積+生産行為の累積 	<ul style="list-style-type: none"> 完全累積制度: モノの累積+生産行為の累積 	<ul style="list-style-type: none"> 完全累積制度 ・「生産行為の累積」は全加盟国で協定発効後に追加を検討
原産地 基準	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関税分類変更基準 ➢ 付加価値基準 <ul style="list-style-type: none"> ・一部品目で非原産材料の割合上限設定 ➢ 加工工程基準 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 付加価値基準の拡大: <従来>控除方式(BD)、 積上げ方式(BU) <新規追加>重点価額方式、 純費用方式 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関税分類変更基準 ➢ 付加価値基準 <ul style="list-style-type: none"> ・控除方式、積上げ方式 ➢ 加工工程基準
	繊維・繊維製品 2工程基準	繊維・繊維製品3工程基準 「紡ぐ、織る、縫製」の域内完結	繊維・繊維製品 1工程基準
証明方式	<ul style="list-style-type: none"> 自己証明制度 ・数次証明(12カ月限度)を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 自己証明制度 ・数次証明(12カ月限度)を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者証明制度 認定輸出者制度 ・自己証明制度は10年以内に追加導入
事前教示	締約国に同j入 (120日以内の回答)	全加盟国に導入 (150日以内の回答)	全加盟国に導入 (90日以内の回答)
検証 Verification	輸出国税関が事後確認を 代行(輸入通関後2年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ①第1段階:書面照会 ②第2段階:生産現場等の 立入検査 	<ul style="list-style-type: none"> ①第1段階:書面照会 ②第2段階:生産現場等 の立入検査

5. RCEP原産地規則各論

(1) 3種類の原産品

完全生産品	締約国にて完全に収穫、捕獲、採掘等される産品	主として、農水産品、鉱物などに適用される
原産材料のみから生産される産品	生産工程の最下流で、輸出品に直接使用される部材の全てが原産部材	<ul style="list-style-type: none">各部材の原産性を別途裏付ける必要ありRCEP域内累積(モノの累積)を利用可能
品目別規則を満たす産品	輸出品に直接使用される部材の一つでも非原産材料又は原産性を立証できない部材が含まれる産品	輸出品のHSコードごとに規定の品目別規則に定める基準を満たすことが立証できれば、原産品と主張し得る

(2) 原産性の前提条件に注意

- 「原産品」は、(日本からの輸出では)、**日本で①捕獲、採取等がされたこと、②最終加工が行われたことが前提条件**
- 上記前提条件を満たさない産品は、品目別規則を満足しても、決して「日本産」とはなり得ない

(3) 生産に関する注意点

■ 生産工程表：輸出品の生産実態を整理し、資料化する

【ポイント】「軽微な工程および加工」に要注意（第3・6条）

- 品目別規則を満たしても、原産資格を与えない（＝「日本産」とならない）作業が規定されている

→ それら作業に該当しない加工作業が日本で行われた根拠を用意

【例】生産工程表など

<「軽微な工程および加工」の例>

- ・ 輸送、保存のため産品を良好な状態に保つための行為（乾燥、冷凍等）
- ・ 輸送又は販売のために産品を包装し、又は提示する工程
- ・ 篩い分け、選別、分類、研磨、切断、切開、破碎、曲げ、巻き、ほどき（特別な技能、高度な専用機等を要さない作業）
- ・ マーク、ラベル等の添付 など
- ・ 希釈、分解、動物のとさつ
- ・ 塗装及び研磨の単純な工程
- ・ 産品の単純な混合
- ・ 上記の作業の複数の組合せ

【重要】近時合意・発効のFTAでは、加工工程基準の比重が高まり、同時に、原産資格を与えない作業の規定が増加し、より詳細化している

(4) 原産性の判断基準に関する注意点

■ 関税分類(番号)変更基準(CTC)

HSコードの構成
※6桁は世界共通

「類」=大分類
「項」=中分類
「号」=小分類

CC: 類変更(2桁)
CTH: 項変更(4桁)
CTSH: 号変更(6桁)

HS ○○ △△ □□
類 項 号

輸出品のHSコードと材料のHSコードとを比較、両者が上記いずれかのレベルで異なれば、材料の全て又は一部が非原産材料であっても、輸出品(製品)は日本産と認められる
(注)輸出品のHSコードにより、CC、CTH、CTSHのいずれを適用するか異なる
(注)例外規定を設けているケースもあるので要注意

■ 付加価値基準(VA, QVC, RVC)

$$\frac{\text{FOB} - \text{VNM(非原産材料価格合計)}}{\text{FOB}} \times 100\%$$

(注)材料費全てを非原産扱いしてFOBから控除しても、原産資格割合が閾値を上回るのであれば、輸出品(製品)は日本産と認められる

【注意】上記は「控除方式」と呼ばれる。RCEPでは、選択肢として「積上げ方式」(原産部分を積上げて日本国内での付加価値が閾値を上回ることを立証する方式)も規定している。

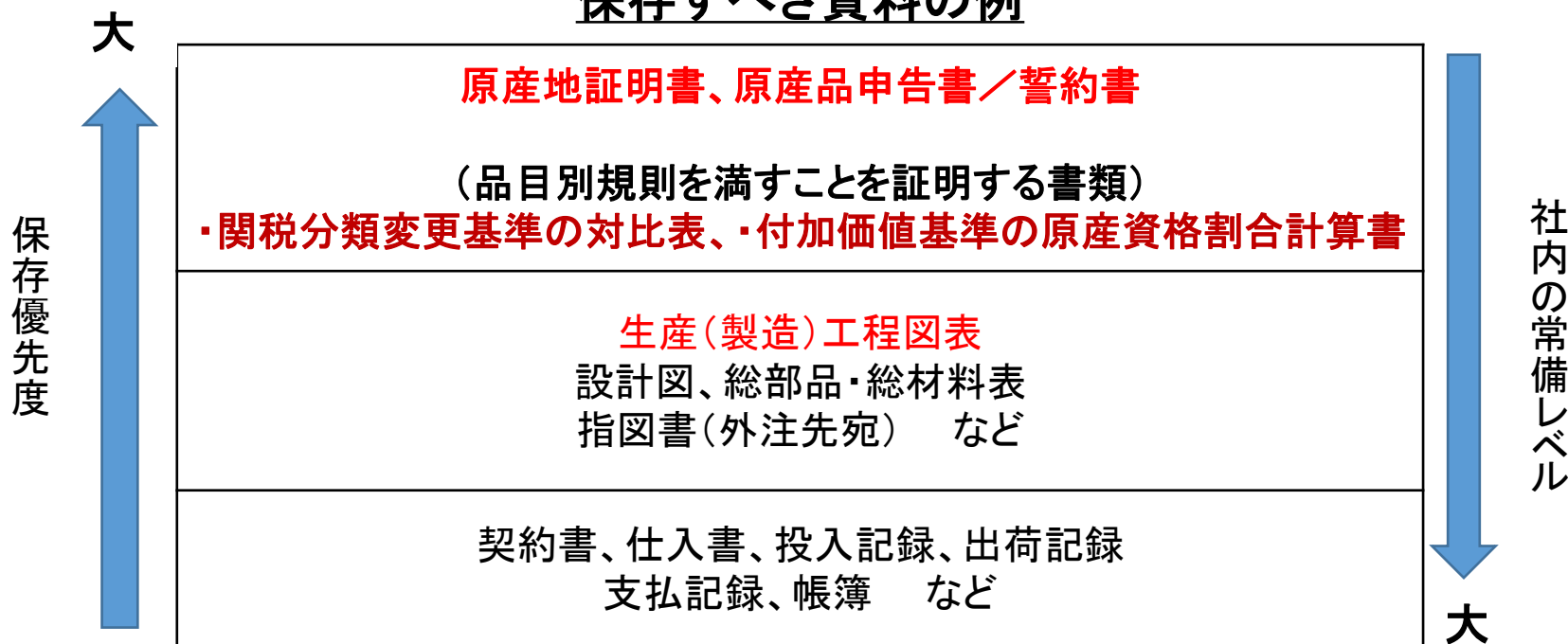
■ 加工工程基準(SP)

- 特定の加工工程が施された場合に原産品となる

(5) 輸出品の原産性立証根拠資料の種類と保管義務

優先的保存資料	STEP 1	①生産工程表、②総部材表(総原料表)
	STEP 2	対比表(関税分類変更基準) 原産資格割合計算書(付加価値基準)

保存すべき資料の例



【RCEPにおける原産性根拠資料の保管義務(第3・27条)】

- 原産地証明書の発給日、輸入日のいずれかから3年間、又は、輸出国および輸入国が定める3年間より長い年数
- 書類の保存は、電子媒体によることも可能

6. 原産性根拠資料の保存期間と保存形態など

保存期間	FTA
5年	メキシコ、チリ、マレーシア、タイ、フィリピン インドネシア、インド、オーストラリア ペルー、モンゴル、TPP・CPTPP(少なくとも5年)
4年	EU、英国(輸入者自己申告は3年) <少なくとも4年>
3年	ブルネイ、ASEAN、ベトナム、スイス RCEP(輸出国政府が3年以上の期間を定めた場合はその期間)
(注)起算日は、最終輸出品の原産地証明書の発給日	

保存資料の言語(下記のいずれか)	保存資料の媒体
<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本語 ■ 英語・日本語の併記 ■ 輸出先国の言語 <p>* 自己証明方式において言語が規定されている場合は、その言語で根拠資料を作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 紙媒体 ■ 電子媒体(PDF等) <p>(上記のいずれか又は両方)</p>

【嚴重注意】

関税に関する遡及年数(輸入国の国内法) ≥ FTA規定の根拠保存期間

7. RCEPにおける原産地証明の3様式

■完全自己証明制度は、RCEP発効後、10年以内に導入

種類		制度の概要		所管省庁	国内根拠法
第三者証明制度		締約国政府又は同政府が指定する発給機関が原産地証明書を発給	TPP・CPTPP、EU、日米を除く全てのFTAに導入 RCEP も採用	自己証明不可	【原産地証明法】 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律（平成16年法律第143号） ■ 第一種特定原産地証明書（第三者証明） ■ 認定輸出者制度（第7条） ■ 罰則（第6章） ・禁固刑1年以下または罰金刑50万円／30万円 ・原産品に関する虚偽申請： 30万円以下の罰金刑
認定輸出者制度		● 締約国政府が、自国企業の申請により「認定輸出者」と公認 ● スイス、メキシコ、ペルーの各FTA、及び RCEP	「認定輸出者」は自ら原産地証明書を発行可能	輸出者による自己証明が認められる	
自己証明制度	輸入者	● 締約国の貿易当事者自らが原産品申告書を作成し、発行 ● 発行主体により、輸入者自己証明、輸出者自己証明、生産者自己証明と呼ばれる	● 日豪FTAで初めて導入 ● TPP・CPTPP、日EU、日英、日米（輸入者自己証明のみ）、 RCEP		税関（財務省）
	輸出者				
	生産者				

(1)「原産地証明書」(第三者証明制度)

- ① 輸出締約国の発給機関は、輸出者、生産者、又は権限のある代理人の申請に基づいて「原産地証明書」を発給
- ② 様式は、輸出締約国が定めるが、「英語」で作成。輸出締約国発給機関の正規の署名、公の印象を付す。

(2)「原産地申告書」(認定輸出者制度、完全自己証明制度)

- ① 原産地申告書の作成者：認定輸出者、製品の輸出者又は生産者
- ② 使用言語：「英語」
- ③ 記載事項：
 - ・輸出者の名称・住所(判明の場合は、生産者の名称・住所)
 - ・輸入者又は荷受人の名称・住所
 - ・製品の品名、HSコード(6桁)
 - ・認定輸出者の認定番号(識別番号)〈認定輸出者制度〉
 - ・固有の参照番号、日付
 - ・原産性判断基準(付加価値基準に基づく場合はFOB価額も)
 - ・「関税率の差異(第2・6条)」に該当する場合のRCEP原産国
 - ・製品の数量
 - ・作成者の署名、宣誓
 - ・連続する原産地申告：最初の原産地証明の番号、発給期日など

8. 積送基準

RCEP直接積送の遵守

- RCEPで取引される貨物が、締約輸入国に到着するまで、RCEP輸出国の原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

■ RCEP積送基準を満たすための条件

- ➔直接運送されること(原則) <輸送手段は不問>
- ➔RCEP中間締約国又は第三国を経由する場合
<許容される: 経由国税関の監督下にあることが条件>
- ・積替え
- ・一時蔵置
- ・積卸し及び産品を良好な状態に保存するその他の作業

輸入通関時に、経由国税関発行の書類提出が求められることも

- ・保税証明書
- ・非加工証明書 など

【RCEP活用での「積送基準」留意点】

ケース1: RCEP中間締約国において産品の原産性に影響を及ぼす加工を行う場合
・当該産品は、中間締約国原産品となり、締約輸入国でRCEP特恵関税の申請可能

ケース2: 中間締約国または第三国を、単に経由する場合

- ・ 経由国で許容される行為は、積替え、一時蔵置、積卸し及び産品を良好な状態に保存するその他の作業のみ

【注】香港、台湾はRCEPの構成単位では無く、第三国の位置づけ

9. Verification (事後確認: 検証/検認)

(1) Verificationの概要

- ① Verificationの主体: RCEP締約輸入国当局(税関)
- ② Verificationの方法
 - ・輸入者に対する追加情報提供の書面での要請
 - ・輸出者/生産者に対する追加情報提供の書面での要請
 - ・輸出締約国の発給機関又は当局に対する追加情報提供の書面での要請
 - ・輸出者/生産者の施設への立ち入り調査(第三者証明制度では書面調査後)
 - ➔立入調査に当たっては、輸出者/生産者、輸出締約国当局の同意を要請、調査予定期日、調査対象施設、調査目的を明記した書面で要請する

(2) Verificationの結果

- 輸入国税関は、産品の原産性を否認し、RCEP特恵関税の適用を拒否
 - ・産品の原産性に関する十分な情報を入手できない場合
 - ・輸出者/生産者、輸出締約国当局が、書面による情報提供要請に対して回答しない場合
 - ・立入調査の要請が拒否される場合

■ 検証 (Verification) 対象の抽出と保存資料

国・地域	主な原産地 証明方式	検証対象製品の 選定方法	検証(事後確認)の進め方	主なFTA
E U 英 国	認定輸出者 自己証明	任意抽出 疑義ある製品	輸出国税関が自国の輸出者を 調査	EUが締結する全 てのFTA
日 本	自己証明 認定輸出者 第三者証明	疑義ある製品 (任意抽出)	輸入者照会を優先 第三者証明:輸出国当局に 調査要請	
ASEAN	第三者証明 認定輸出者	任意抽出 疑義ある製品	第三者証明:輸出国当局に 調査要請 認定輸出者:輸出者を直接に 調査	ASEAN+1FTA (中国、インド、韓 国など)
米 国	自己証明	疑義ある製品	輸入者照会を優先 必要時:輸出者、生産者	TPPなど

【保存資料の例:EUカナダFTA、USMCAなど】

- 生産工程表
- 製品の材料の内容(構成、原産・非原産の別、仕入れ価格など)
- 原産地基準を満たすことを裏付ける資料
- 積送基準を立証する書類

など

V. RCEP活用に向けた準備:「体制」の確立

1. 本日の論点の整理

- (1) RCEP発効により、わが国は、主要国とのFTAの関係構築がほぼ一巡する。この結果、日本企業が目指す国際取引安定化のためのサプライチェーン再構築・強靱化は、大きく前進すると期待される。
- (2) TPP・CPTPP、EUや英国とのFTA、さらにはRCEPにおいても(完全)自己証明制度が導入され、この制度が今後のFTA活用において中心的役割を担う時代となり、企業のコンプライアンス責任は、これまで以上に重要な命題となる。
- (3) 今後、FTAに基づく輸入国税関による事後確認(Verification)が、これまでの経験を大きく上回る頻度で行われる可能性が膨らむ。
- (4) 日本初のFTA発効から20年近くが経過し、FTAを利用するわが国企業の主体性(自己責任)強化が求められる時代に至った。FTA特恵関税を利用する「権利」と、取引産品の原産性を立証する「義務」の両立を的確に行う「コンプライアンス」体制の確立が喫緊の課題である。

【質問②】中国、韓国とのビジネスでRCEPを利用する際、
A) 3種類のいずれの証明制度を利用しますか？
B) 社内体制の構築をどのように進めますか？

RCEP 原産地証明制度	①第三者証明制度を利用する
	②認定輸出者に登録申請する
	③完全自己証明の導入を待つ
	④これから検討する
社内体制の構築	①RCEP発効までに社内体制を整備したい
	②これから検討する
	③社内体制の構築を考えていない

2. RCEP発効までのプロセス(予測)

年月	RCEP発効手続き	日本の手続き	日本企業の準備作業	
2021年 4月	署名15カ国による 批准手続き	国会におけるRCEP 批准審議完了	RCEPに関する詳細情報の 収集開始	
5月	↓		RCEP活用の詳細検討	
6月				
7月			RCEP認定輸出者申請 のための作業 ・社内体制の検討 ・関係者向けRCEP研修 ・社内外の連携体制構築	
8月				
9月				
10月	ASEAN加盟6カ国 非ASEAN3カ国の 批准手続き完了(?)	RCEP認定輸出者 ・申請要領の告知 ・申請の受付開始 <いずれも予定> (審査期間20日?)	↓	
11月	60日後 に発効			RCEP認定輸出者 登録申請
12月				
2022年 1月1日	RCEP発効(?)		RCEP発効とともに 自己証明で積極活用	

【注】上記表中の年月等は、RCEP協定の条文に基づき、講演者の予測による。

■ RCEP認定輸出者制度

- RCEP加盟国政府が承認した「認定輸出者」のデータ(輸出産品HS2桁以上の情報を含む)は、RCEP合同委員会が一元管理し、加盟各国はこのデータベースにアクセス可能

検証：RCEP認定輸出者のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">■ 輸出者自ら原産地証明書を作成可能	
<ul style="list-style-type: none">■ 原産地証明書に要する審査、手数料等不要	<ul style="list-style-type: none">■ 認定輸出者登記必要
<ul style="list-style-type: none">■ RCEP認定輸出者データベースへの登録により、コンプライアンス企業であるとの日本政府公認が全加盟国に通知される	<ul style="list-style-type: none">■ 認定輸出者登録が無ければ、コンプライアンスに問題ある企業との疑念も
<ul style="list-style-type: none">■ 完全自己証明導入後は、輸入国ごとに使い分け可能	
<ul style="list-style-type: none">■ RCEP認定輸出者用に構築した社内体制や原産地規則対応のノウハウを、他のFTAにも活用可能(3国間貿易にも応用)	
<ul style="list-style-type: none">■ 輸入国の事後確認に対し日本政府の支援を得やすい	

【注】上記は、現行の原産地証明法、第三者証明制度との比較において作成

(2) RCEP加盟国ごとの原産地証明方式の使い分け(例)

【注目点】

- 輸出先加盟国の自己証明制度への習熟度
- 輸出先国による事後確認(Verification)の頻度予測

ASEAN加盟国		ASEAN加盟国以外		
タイ、インドネシア、ラオス フィリピン、カンボジア、 ミャンマー	ベトナム ブルネイ マレーシア	中国	韓国	豪州 ニュージー ランド
ASEAN域内の認定輸出 者制度導入により同制度 に経験を有するが、完全 自己証明度は未経験	CPTPP加盟国 ながら、完全自 己証明の実績限 定的か未批准	認定輸出者 制度を含め自 己証明制度 の経験なし	EU、米国と は完全自己 証明制度を 有する	CPTPP加盟 国でもあり、 完全自己証 明制度普及
認定輸出者制度の利用が有効		認定輸出者制度の 利用が有効		完全自己 証明方式で 問題なし

(3) 日本における「認定輸出者」登録のための基本条件(現行法)

■ 認定輸出者制度における社内責任者の配置

配置すべき責任者	求められる役割
総括責任者	社内においてFTA原産地証明書作成業務の全体を統括管理
法令業務責任者	原産地証明書の作成に係る法令に定めた業務を的確に遂行
証明書作成業務担当者	原産地証明書作成業務において、一定の実務経験を有する者

■ 認定輸出者に求められるその他の要件

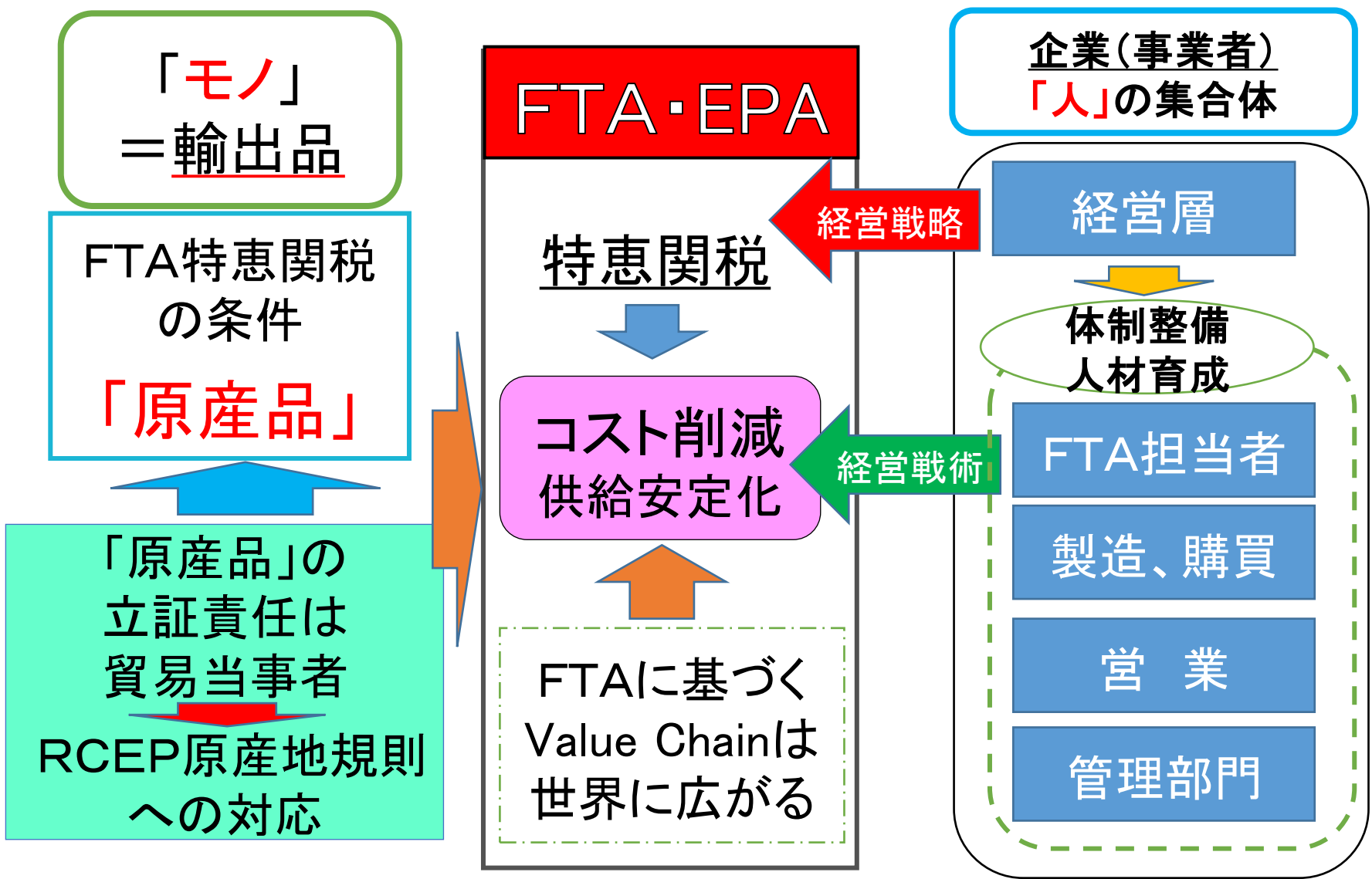
1. FTAの利用実績

- 第1種特定原産地証明書(第三者証明制度における原産地証明書)の発給を定期的に受けていること(概ね半年で8回以上)

2. 連絡体制の構築

- 経済産業省からの情報提供要請に対応するため、同省との連絡体制や、輸出品の生産者との連絡体制を整備していること

社内体制の考え方: キー・ワードは「モノ」と「人」



【課題】RCEP対応は「他力本願」で大丈夫か？ 全ての責任は「自社」

参 考 資 料

■ FTAにおける品目別規則、HSコード基準年

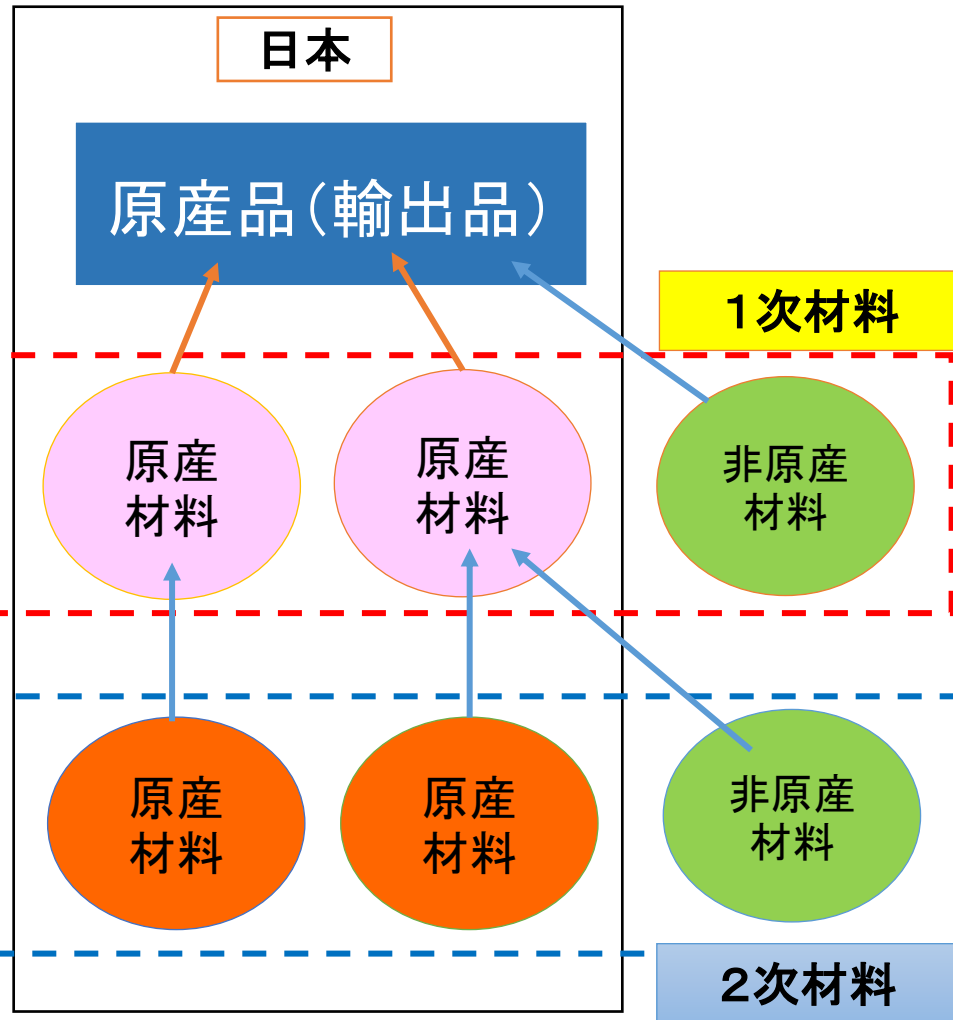
FTA	原産性を認める基準	
シンガポール、メキシコ、チリ、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP・CPTPP、EU、米国、 RCEP	【品目別規則のみ規定】 ・品目ごとに協定の付属書に規定 （一般規則の設定なし）	
ASEAN、スイス、ベトナム	【一般規則】 CTH/VA40%以上	【品目別規則】 特定HSコードに品目別規則を適用 （一般規則に優先）
インド	【一般規則】 CTSH+VA35%以上	

HSコード基準年	FTA
HS2002	シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN
HS2007	スイス、ベトナム、インド、ペルー
HS2012	オーストラリア、モンゴル、TPP・CPTPP RCEP(協定発効時までには基準年改定の見通し)
HS2017	EU、米国、英国

(注) 現行の通関実務は、2017年版のHSコードで行われている

【重要】1次材料の特定:輸出品(製品)と材料との関係

■生産に「直接」使用される材料(1次材料)が対象



(注) 1次材料が原産材料であることが必要な場合、当該1次材料を構成する2次材料にまで遡り、当該1次材料が日本国内で生産された実態の裏付けとともに、当該1次材料に適用の品目別規則を満たすことを立証することも重要。

総部材表(サンプル)

	部品、材料、原料名	HSコード (基準年:)	仕入価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

全ての1次材料を列記

(注) 関税分類変更基準の場合はHSコードを、付加価値基準の場合は仕入価額を記入

(出所) 関税局資料を講演者が一部編集

■ ASEAN物品貿易協定(ATIGA)の見直し:

ATIGA第1改訂議定書の発効(2020年9月20日発効)

■ 主な改正ポイント

(1) ATIGA自己証明制度の導入

- 対象: **認定輸出者(CE)**
- 原産地申告(Origin Declaration)可能な文書
 - ①商業インボイス
 - ②請求明細書(Billing Statement)
 - ③荷渡し指図所(D/O)
 - ④パッキングリスト
- 原産地申告記載必須事項
 - ①CE認証コード
 - ②申告物品概要
 - ③登録署名権者による署名
- Back-to-Back申告: 可。

(2) フォームDへのFOB価格記載義務の撤廃

- 関税分類変更基準(CTC)に加え、付加価値基準(RVC)でもFOB価格記載義務が撤廃(但し、仕向け地がカンボジア、インドネシア、ラオスの場合を除く)

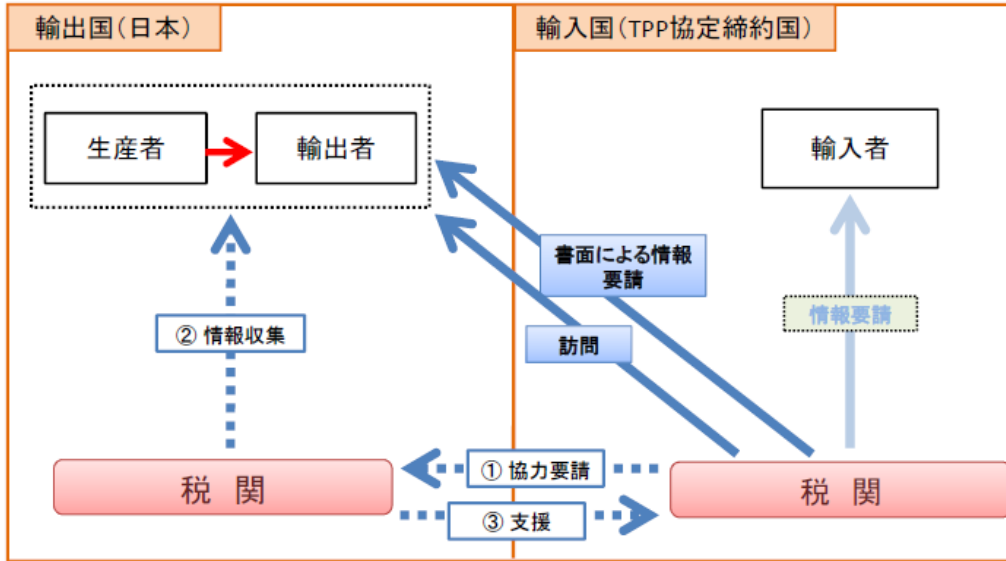
(3) Back-to-Back条件適用時の記載要件の変更

- Back-to-Back原産地証明書のForm D第7欄に、オリジナルのForm Dの発給日および参照番号を記載。

(4) 電子フォームD(e-Form D) ラオスが8月28日付商工省告示で正式導入 (ASEAN10カ国で導入完了)

■ 自己証明方式における事後確認 (Verification) の概要

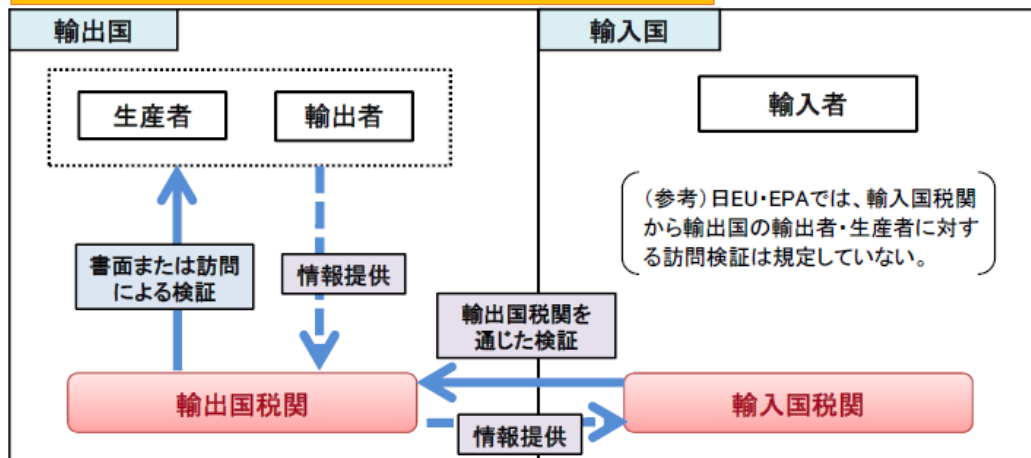
TPP・CPTPP



【TPP・CPTPP自己証明】

- 輸出者(生産者)自己申告に基づく事後確認は、輸入国税関から輸出者(生産者)に対して直接行われる(原則)
- 上記に関し、輸入国税関は輸出国税関の協力を要請可能
- 輸入国税関による生産場所などへの立入調査の可能性あり

日EU・FTA、日英FTA



【日EU、日英FTA自己証明】

- 事後確認は、原則輸入者を対象とし、自国税関から照会を受けた輸入者は3カ月以内の回答が必須
- 輸出者(生産者)自己申告での事後確認は、輸入後2年以内に実施。輸出国税関が窓口となって調査を行い、その結果を10カ月以内に輸入国税関に回答(輸入国税関による立入調査なし)

ご参加、ご視聴 ありがとうございました

<お断り>

本日の資料における表記、文言等は、引用部分も含め全て講演者個人の責任において編集したものです。

本資料に含まれる見解や分析等は、あくまで講演者個人のものであることをお断りいたします。

本資料に含まれる表現、データ、資料の無断使用・転用等は、ご遠慮ください。

【ご質問、お問合せ先】

麻 野 良 二

株式会社アールFTA研究所

E-mail: cudrx701@occn.zaq.ne.jp

TEL: 090-9995-2046